

事務連絡
令和8年2月13日

関係団体の長

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課環境改善・ばく露対策室長

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底
マニュアルの改正について

日頃より建築物等の解体等における石綿のばく露防止及び飛散漏えい防止対策に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築物等の解体等に係る労働者の石綿のばく露防止及び一般環境への石綿飛散漏えい防止対策を円滑かつ的確に実施していただくために「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月厚生労働省、環境省）」をとりまとめ、周知・活用を図っているところです。

今般、同マニュアルについて、下記の改正を行いましたので、貴団体所属の事業者等に幅広く周知くださるようお願いいたします。

なお、改正箇所一覧及び改正後のマニュアルは、以下のホームページに掲載していることを申し添えます。

○改正箇所一覧及び改正後のマニュアルの掲載先（URL 又は QR コード）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



記

- 1 事前調査の信頼性向上を図るため、分析調査の試料採取について、調査者等以外の者が試料採取する場合は、調査者等の指示の下で行わせることとしたこと。
- 2 解体等作業中に発電機等の内燃機関を使用することによる一酸化炭素中毒事故を防止するための対策を明記したこと。
- 3 その他、所要の改正を行ったこと。

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課環境改善・ばく露対策室
担当 佐久間、仁木
TEL 03-5253-1111 (内 5511)

訂正表

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
24 (3行 目)	(5)除去又は 囲い込み等 の完了の確 認	<p>「作業が完了したことの確認」とは、除去にあつては、特定建築材料の取り残しが無いこと、囲い込み等に会つては、囲い込み等が適切に行われ石綿の飛散のおそれがないことを確認することとをいう。「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」とは、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号、令和5年3月27日一部改正。以下「登録規程」という。)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者(以下「一般調査者」という。)、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者(以下「特定調査者」という。)、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者(以下「一戸建て等調査者」という。)、同条第5項に規定する工作物石綿事前調査者(以下「工作物調査者」という。)、これらと同等以上の能力を有すると認められる者(以下「調査者等」という。))及び当該特定工事に係る石綿作業主任者(石綿則第19条に規定する者をいう。以下同じ。)をいう。</p>	<p>「作業が完了したことの確認」とは、除去にあつては、特定建築材料の取り残しがないこと、囲い込み等に会つては、囲い込み等が適切に行われ石綿の飛散のおそれがないことを確認することとをいう。「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」とは、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号、令和5年3月27日一部改正。以下「登録規程」という。)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者(以下「一般調査者」という。)、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者(以下「特定調査者」という。)、<u>これらと同等以上の能力を有すると認められる者、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者(以下「一戸建て等調査者」という。)、同条第5項に規定する工作物石綿事前調査者(以下「工作物調査者」という。))</u>(以下これを「調査者等」という。))又は当該特定工事に係る石綿作業主任者(石綿則第19条に規定する者をいう。以下同じ。)をいう。</p>
		<p>ただし、<u>工作物調査者の規定は令和8年1月1日から適用されるが、それ以前でも特定建築材料が使用されているおそれが高いものとして環境大臣が定める工作物(以下「特定工作物」という。))における作業が完了したことの確認は、調査者等や石綿作業主任者に行わせることが望ましい。また、一戸建て等調査</u></p>	<p>ただし、一戸建て等調査者に確認を行わせることができるのは、一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る。</p>

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
30 (23行 目)	(3) 調査を適切に行うために必要な知識を有する者	<p>者に確認を行わせることができるのは、一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る。</p> <p>工 作 物 に 係 る 解 体 等 工 事 の 事 前 調 査 に つ い て、 特 定 建 築 材 料 が 使 用 さ れ て い る お そ れ が 大 き い 工 作 物 に 係 る 解 体 等 工 事 及 び そ の 他 の 工 作 物 に 係 る 解 体 等 工 事 の う ち 塗 料 そ の 他 の 石 綿 を 含 有 す る お そ れ の あ る 建 築 材 料 の 除 去 の 作 業 を 伴 う も の に つ い て は、 大 防 法 施 行 規 則 第 16 条 の 5 第 1 号 た だ し 書 き に 規 定 す る 場 合 を 除 き、 工 作 物 の 種 類 に 応 じ て、 工 作 物 調 査 者、 一 般 調 査 者、 特 定 調 査 者、 又 は こ れ ら の も の と 同 等 以 上 の 能 力 を 有 す る と 認 め ら れ る 者 に 行 わ せ る こ と と さ れ た。 当 該 者 に 調 査 を 行 わ せ る 義 務 に つ い て は、 令 和 8 年 (2026 年)1 月 1 日 か ら 施 行 さ れ る こ と と さ れ て い る が、 義 務 付 け 適 用 以 前 に お い て も、 事 前 調 査 は 調 査 者 等 に 行 わ せ る こ と が 望 ま し い。</p>	<p>工 作 物 に 係 る 解 体 等 工 事 の 事 前 調 査 に つ い て、 特 定 建 築 材 料 が 使 用 さ れ て い る お そ れ が 大 き い 工 作 物 に 係 る 解 体 等 工 事 及 び そ の 他 の 工 作 物 に 係 る 解 体 等 工 事 の う ち 塗 料 そ の 他 の 石 綿 を 含 有 す る お そ れ の あ る 建 築 材 料 の 除 去 の 作 業 を 伴 う も の に つ い て は、 大 防 法 施 行 規 則 第 16 条 の 5 第 1 号 た だ し 書 き に 規 定 す る 場 合 を 除 き、 工 作 物 の 種 類 に 応 じ て、 以 下 の い づ れ か の 者 に 行 わ せ る こ と と さ れ た。 (<u>詳細については 4.3.4 を参照すること。</u>)</p> <p>ア. <u>工 作 物 調 査 者</u></p> <p>イ. <u>一 般 調 査 者</u> <u>又 は 特 定 調 査 者</u></p> <p>ウ. <u>イ と 同 等 以 上 の 能 力 を 有 す る と 認 め ら れ る 者</u></p> <p>(削除)</p>
54 (30行 目)	2.3.3 事前調査及び分析、調査	<p>当該者に調査を行わせる義務については、令和8年(2026年)1月1日から施行されることとされているが、義務付け適用以前においても、事前調査は調査者等に行わせることが望ましい。</p>	<p>(削除)</p>
56 (32行 目)	2.3.5 事前調査結果の報告 【解説】	<p>…(石綿則第4条の2第1項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号)に規定するアからタまでの工作物)…</p>	<p>…(石綿則第4条の2第1項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号)に規定する一から十七までの工作物)…</p>
56 (37行 目)	2.3.5 事前調査結果の報告 【解説】	<p>また、第3条第7項第九号の厚生労働大臣が定める者であることとを証明する書類の写しの概要は、事前調査等を実施した者の氏名及び講習実施機関の名称を記載する。</p>	<p>また、第3条第7項第十一号の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しの概要は、事前調査を行った者が修了した講習等の区分及び当該者が修了した講習等の講習実施機関の名称を記載し、第3条第7項第十二号の厚生労働大臣が</p>

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
60 (13行 目)	2.3.7 除去等 に係る措置	…、除去した部分に取り残しがないことを建築物石綿含有 建材調査者(建築物に係る除去作業に限る)又は石綿作業主 任者が確認させた上で粉じん飛散防止処理剤を噴霧・塗布す ることにより湿潤化してから隔離を解く必要がある(第3項)	定める者であることを証明する書類の写しの概要は、分析調査 を実施した者の氏名及び当該者が修了した講習の講習実施機 関の名称を記載する。 …、除去した部分に取り残しがないことを調査者等又は石綿作 業主任者が確認させた上で粉じん飛散防止処理剤を噴霧・塗 布することにより湿潤化してから隔離を解く必要がある(第3項)。
74 (3行 目)	3.3 除去等 作業等に関 する用語	(1)事前調査、調査者等	(1)事前調査
74 (10行 目)	(1)事前調 査、調査者 等	本マニュアルでは当該知識を有する者を「調査者等」という。	(削除)
93 (30行 目)	4.3.4 事 前調査を実 施する者	(建築物及び船舶については令和5年10月1日以降に、工作 物については令和8年1月1日以降に着工する解体等工事から 適用。一般人による事前調査は除く)	(一般人による事前調査は除く。(詳細については、2.2.5(4) を参照すること。))
94 (11行 目)	4.3.4 事 前調査を実 施する者	なお、工作物の事前調査を行う者の義務付けは令和8年1 月1日から適用されるが、義務付け適用以前においても、事前 調査は調査者等に行わせることが望ましい。	(削除)

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
94 (40行 目)	4.3.4 事前調査を実施する者	<p>なお、分析対象となる建材の採取については、採取箇所の判断を適切に行う観点から、現地における目視調査とあわせて調査等が行うことが望ましい。</p>	<p>なお、分析対象となる建材の採取については、採取箇所の判断を適切に行う観点から、現地における目視調査とあわせて調査等が行うことが望ましいが、調査者等以外の者が採取する場合は、調査者等の指示の下で行わせること。</p>
99	様式例の⑧	<p>⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称 () () ()</p>	<p>⑧実施調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称 () () ()</p>
219 (23行 目)	4.12.6 その他の安全衛生対策		<p>(3)一酸化炭素中毒による健康障害を防止するため、ディスクグラインダ等の電源として内燃機関を有する発電機を使用する場合は、隔離養生の中に置いて使用しないこと。作業の性質上、やむを得ず発電機を隔離養生内で使用する場合には、適切な排気方法を用いて十分な換気を行うこと。その際、換気を行うための排気装置に HEPA フィルター等を用いて石綿粉じんを全て除じんすること。</p> <p>その他、平成 10 年 6 月 1 日付け基発第 329 号「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について」および平成 23 年 7 月 22 日付け基安化発 0722 第 2 号「一酸化炭素による労働災害の防止について」に示す内容に留意し、適切に作業を行うこと。</p>
VI-3 (20行 目)	6. 呼吸用保護具、保護衣に係る参考文献	<p>●第9次粉じん障害防止総合対策の推進について(平成 30年 2月 9日基発 0209 第 3号)</p>	<p>●防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について(令和5年5月25日基発0525第3号)</p> <p>●第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について(令和5年 3月 30日基発0330第3号)</p>